

答 申 個 第 3 7 号

平成27年9月16日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年2月20日付け西区窓第99号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

異議申立人が持参した文書の個人情報開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問
個第57号）

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示決定は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成26年10月29日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「本のコピー2頁分A戸籍係が勝手に戸籍の氏名を訂正した B戸籍謄本を見たら記載が間違っている（頁10）」（以下「本件文書」という。）の開示を請求した。
- (2) 実施機関は、「平成23年11月16日に請求者が持参した文書」（以下「本件公文書」という。）を文書特定し、個人情報開示決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成26年11月12日付けでその旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成27年1月22日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書の概要

異議申立人が求めている文書は、「本のコピー2頁分A戸籍係が勝手に戸籍の氏名を訂正した B戸籍謄本を見たら記載が間違っている（頁10）」である。

(2) 本件公文書の特定について

異議申立人が個人情報開示請求書に記載している「本のコピー2頁分A戸籍係が勝手に戸籍の氏名を訂正した B戸籍謄本を見たら記載が間違っている（頁10）」との記述が、本件公文書の内容と一致したため、本件公文書を特定した。

異議申立人が異議申立理由において、「H23.3.22初日に張本人がコピーし役所に保存されている書類（文書）を下さい。私は「彼のファイル」を見たのです。」と特定（電

話) しました。」, 「私が彼のファイルを見たのはH23. 10です。回答にあるH23. 11. 16とかは明らかに虚偽です。」などとし, 異議申立ての段階で, 文書特定のための情報を新たに追加したうえで, 別の時期に取得したとする同一内容の公文書を開示請求しているが, 実施機関は, 本件公文書のみを保有している。

異議申立人は「ニセモノ」と主張するが, 本件公文書と異議申立書において「平成23年10月に見た」と主張する文書は, 同一内容のものであり, 異議申立ての理由が不明であると言わざるを得ない。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると, 異議申立人の主張は, おおむね次のとおりであると認められる。

私は, 本を2頁分コピーし, ワンセットにしてA4用紙にコピーして, 市民窓口課長に渡しました。H23. 3. 22初日に張本人がコピーして役所に保存されている書類(文書)を下さい。私は「彼のファイル」を見たのです, と特定(電話)しました。

私が彼のファイルを見たのはH23. 10です。回答(開示決定通知書)にあるH23. 11. 16とかは明らかに虚偽(ニセモノ)です。

6 審査会の判断

当審査会は, 実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し, 次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は, 左側に「戸籍係が勝手に戸籍の氏名を訂正した」, 右側に「戸籍謄本を見たら記載が間違っている」という表題ある本のページをコピーしたものであり, 右上に手書きでH23. 11/16と日付が記載されている。

(2) 文書特定について

本件公文書は, 個人情報開示請求書の「本のコピー2頁分A戸籍係が勝手に戸籍の氏名を訂正した B戸籍謄本を見たら記載が間違っている(頁10)」という内容に合致している。

異議申立人は, 異議申立ての理由において, 本件公文書は虚偽(ニセモノ)だとし, 平成23年3月22日の日付のものを開示して欲しい旨を主張しているが, 異議申立人は個人情報開示請求書において本件文書に関し「私が持ち込んだ時期は問いません」と述べているため, 実施機関が本件公文書を特定したことに不合理な点は認められず, 異議申立書における異議申立人の主張を認めることはできない。

(3) 以上により, 「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成27年 2月20日 諮問（諮問個第57号）
3月20日 実施機関からの理由説明書の提出
7月22日 実施機関の職員の理由説明（平成27年度第4回会議）
8月26日 審議（平成27年度第5回会議）
9月16日 審議（平成27年度第6回会議）

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなかった
ので、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）